

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

5月16日(月)

発行：税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

金融公庫の活用方法

～金融機関から見た
資金調達のポイント～

日時：2016年8月4日(木)
8:00～9:00(開場7:45～)

講師：税理士法人 SBC パートナース
税理士 衣川 匡之

対象：経営者・経理担当者

定員：5名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)
弊社顧問契約先 1,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナース
名古屋支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース
Tel: 052-203-1112
(担当：稲垣・野々部)

不妊治療用サプリ費用は控除対象外 東京地裁・医療費控除適用の有無で判決

東京地方裁判所はこのほど、配偶者の不妊治療のため医師の指導に基づき購入したサプリメント費用が医療費控除の対象となるか否かで争われた事案に関し、サプリメント費用は医療費控除の対象となる医療費には該当しないとして、納税者の主張を斥ける判断を示した(平成27年5月12日判決・平成25年(行ウ)第355号)。

原告である納税者の配偶者(妻)は、薬事法上の医薬品を希望しない者を対象にサプリメントで治療を施すクリニックに通院し、当該クリニックにおいて、不妊治療の一環として、医師の指導に基づきサプリメントを購入し、その購入費用を医療費控除の対象となる医療費の額に算入して所得税の確定申告を行った。

これに対し所轄税務署長は、本件サプリメント費用は「医薬品」に該当せず、医療費控除の対象に含まれないとして更正処分等を行った。原告は、この処分を不服として訴訟に及んでいたものである。

東京地裁は、サプリメントについて、『特定の医師が服用を指導した、またはその成分が医薬品と同等であるということをもとに、治療または療養に必要な「医薬品」に類するものとして医療費控除の対象とすることは、医薬品を規制する薬事法の目的及び内容にそぐわないといわざるを得ない』とした。

その上で、『「医師又は歯科医師による診療または治療」の対価とは、医師等が行う診療行為又は治療行為の対価をいうもので、これらの診療行為等とは別に、患者が疾病の治療のために購入するサプリメントの対価は含まれないと解すべきである。本件サプリメントが不妊治療の一環として購入されたものであったとしても、その購入費用は「医師又は歯科医師による診療または治療」の対価には当たらない』との判断を示している。

本件は、あくまでサプリメントの購入費用を巡る争いであり、医師による不妊治療の費用については、医療費控除の適用が認められている。

なお、原告は今回の判決を不服として、東京高裁に控訴している。

Scope

医療費控除

その年1月から12月までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合には、一定の金額を所得金額から控除することができます。控除額は、実際に支払った医療費の額から、次の①及び②の金額を差し引いた残りの金額で、最高200万円まで控除することができます。①保険金等で補てんされる金額、②10万円(総所得金額が200万円未満の人は総所得金額の5%の金額)

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。